

2022年度 横浜商科大学研究助成金 研究成果の概要

研究課題名 企業会計と会社法の再検討：税効果会計を通じた分配規制への示唆

研究代表者 専任講師 鈴木 雅康

企業会計では、諸外国の会計基準とのコンバージェンスが進んでいる。このような中で、企業会計の利益情報を用いている会社法は、その内容を理解する必要がある。そのような理解を促すためには、企業会計の体系性を再検討することを通じて、非整合性が生じているとすれば、それはどこで、なぜ生じているのかを明らかにする必要がある。会社法においては、そのような非整合性を認識したならば、それが分配規制へどのような影響を与えているのかを再検討する必要がある。本研究は、税効果会計(Accounting for income taxes)を対象に、現行の会社法と企業会計の強い関連性と株主・債権者保護(市場の効率性確保)の重要性に鑑み、両分野の垣根を越えて俯瞰的に研究を行い、改めて、企業会計と会社法が現実にもどのように関連し、機能しているのかを明らかにすることで、資本市場の効率性の確保に寄与するものである。

研究の1年目では、まず、(1)繰延税金資産の資産性および配当可能性に関する先行研究のレビューを行い、本領域で未解決の課題を明らかにし、会社法への示唆の提供を試みた。日本国内の先行研究を中心に検討を行った結果、繰延税金資産の資産性について理論研究と実証研究における知見にギャップがあることや経営者が繰延税金資産の見積もりを用いた裁量行動をとることを指摘した。この結果は、会計情報を用いている分配規制の再検討の必要性を示唆しているものといえる。この研究成果を京都大学の『経済論叢』(査読付き)に投稿し、掲載された(京都大学『経済論叢』第196巻第3号73-92頁)。

つぎに、税効果会計における主要な基礎概念であると考えられる「対応概念」と税効果会計の処理の整合性を検討するために、その他の包括利益(具体的にはその他有価証券評価差額金を対象に)に対する税効果に関する検討を行った。その結果、その他有価証券評価差額金に対する税効果適用は、企業会計の体系性に非整合性を生じさせる可能性が示唆された。また、債権者はDTAの一部を資産としてみなしておらず、また、評価差額金に対して税効果を適用することが企業会計の体系性からも問題を生じさせる可能性があることが明らかになった。このような状況は、債権者と株主の間の利害調整コストを増加させる可能性があることを指摘した(日本会計研究学会口頭発表 第81回研究大会)。

このほか、整合性分析のアンカーに用いた「対応概念」の先行研究レビューを行った。具体的には、米国の基準設定主体等の公表資料と実証研究の知見をもとに対処概念を整理した。この研究成果は、横浜商科大学の『商大論集』に投稿した(現在、査読中のため、研究成果の詳細はここには記載しない)。また、税効果会計における「対応」の意味は一般的な「費用収益の対応」とは異なることが知られている。そのため、税効果会計における対応が一体何を意味しているのかを米国基準の整理を通じて行った。この研究成果は、早稲田大学の『産業経営』に投稿した(現在、査読中のため、研究成果の詳細はここには記載しない)。